

# 第 1 0 0 期 中間決算公告

平成18年12月27日

富山市堤町通り1丁目2番26号  
株式会社 北陸銀行  
取締役頭取 高木 繁雄

## 中間連結貸借対照表(平成18年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	150,132	預 金	4,805,548
買入金銭債権	211,555	譲渡性預金	54,794
特定取引資産	6,866	コールマネー及び売渡手形	31,768
金銭の信託	2,426	債券貸借取引受入担保金	27,194
有価証券	806,809	特定取引負債	637
貸出金	4,119,903	借入金	196,444
外国為替	10,578	外国為替	475
その他資産	52,941	社債	31,220
有形固定資産	84,420	その他負債	53,996
無形固定資産	4,255	退職給付引当金	360
繰延税金資産	57,737	再評価に係る繰延税金負債	9,120
支払承諾見返	158,785	支払承諾	158,785
貸倒引当金	74,030	負債の部合計	5,370,344
		(純資産の部)	
		資本金	140,409
		資本剰余金	14,998
		利益剰余金	44,247
		株主資本合計	199,655
		その他有価証券評価差額金	13,511
		繰延ヘッジ損益	134
		土地再評価差額金	9,005
		評価・換算差額等合計	22,381
		純資産の部合計	222,037
資産の部合計	5,592,382	負債及び純資産の部合計	5,592,382

中間連結損益計算書 (平成18年 4月 1日から  
平成18年 9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		63,272
資 金 運 用 収 益	43,827	
(うち貸出金利息)	( 37,172 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 4,920 )	
役 務 取 引 等 収 益	12,070	
特 定 取 引 収 益	680	
そ の 他 業 務 収 益	5,196	
そ の 他 経 常 収 益	1,497	
経 常 費 用		47,057
資 金 調 達 費 用	5,245	
(うち預金利息)	( 2,296 )	
役 務 取 引 等 費 用	3,164	
営 業 経 費	24,918	
そ の 他 経 常 費 用	13,728	
経 常 利 益		16,214
特 別 利 益		238
固 定 資 産 処 分 益	38	
償 却 債 権 取 立 益	69	
そ の 他 の 特 別 利 益	131	
特 別 損 失		144
固 定 資 産 処 分 損	137	
減 損 損 失	6	
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益		16,309
法 人 税 , 住 民 税 及 び 事 業 税		57
法 人 税 等 調 整 額		7,663
中 間 純 利 益		8,588

## (中間連結財務諸表の作成方針)

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

### 1. 連結の範囲に関する事項

子会社6社をすべて連結しております。

連結子会社名

北銀ビジネスサービス株式会社

北銀オフィス・サービス株式会社

北銀不動産サービス株式会社

北銀資産管理株式会社

Hokuriku International Cayman Limited

株式会社北銀コーポレート

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法の適用となる関連会社は該当ありません

### 3. 連結される子会社の事業年度等に関する事項

連結される子会社の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 2社

9月末日 4社

6月末日を中間決算日とする2社については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。

## (中間連結貸借対照表注記)

### 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

### 3. 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のある株式については中間連結決算期末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### 4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

### 5. デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法による評価をしております。

### 6. 当行の有形固定資産の減価償却は動産については定率法、不動産については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～39年

動 産 5年～6年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

### 7. 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社で定める利用可能期間(主として6年)に基づいて償却しております。

### 8. 当行の外貨建の資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

9. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- 連結される子会社においても同様に資産の自己査定を行い、必要な引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は160,247百万円であります。
10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。
- |          |  |
|----------|--|
| 過去勤務債務   | その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により損益処理                             |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から損益処理 |
- なお、会計基準変更時差異(16,826百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。
11. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
12. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる「個別ヘッジ」を適用し、繰延ヘッジによる会計処理あるいは金利スワップの特例処理を行っております。
- なお、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」については、平成14年4月にヘッジ会計の適用を中止し、ヘッジ会計の適用を中止するまで繰り延べていたヘッジ手段にかかる評価差額(5,088百万円)は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)の規定に基づき、ヘッジ手段の残存期間に応じ平成14年度から4.5年にわたって損益配分しております。
13. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- 連結子会社においては、デリバティブ取引によるヘッジを行っておりません。
14. 当行並びに国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。
15. 有形固定資産の減価償却累計額 63,968百万円
16. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,772百万円

17. 貸出金のうち、破綻先債権額は18,732百万円、延滞債権額は162,015百万円であります。  
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
18. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は250百万円であります。  
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は44,839百万円あります。  
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
20. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は225,839百万円あります。  
 なお、17.から20.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
21. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、1,000百万円あります。
22. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより、受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却または（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は104,785百万円あります。
23. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- |             |            |
|-------------|------------|
| 担保に供している資産  |            |
| 有価証券        | 136,752百万円 |
| 貸出金         | 237,872百万円 |
| 担保資産に対応する債務 |            |
| 預金          | 8,775百万円   |
| コールマネー      | 31,768百万円  |
| 債券貸借取引受入担保金 | 27,194百万円  |
| 借入金         | 153,400百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券104,533百万円、その他資産43百万円を差し入れております。  
 また、その他資産のうち保証金は2,283百万円あります。
24. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成10年3月31日  
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額（路線価）を基準として時価を算出しております。  
 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 22,347百万円
25. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金43,000百万円が含まれております。
26. 社債には、劣後保証付永久劣後債26,500百万円、劣後保証付期限付劣後債3,900百万円が含まれております。
27. 1株当たりの純資産額 148円95銭  
 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月

25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は0円13銭減少しております。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権等が含まれております。29.についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの  
該当ありません

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	81,563	116,556	34,993
債券	500,594	489,264	11,330
国債	264,824	258,410	6,413
地方債	102,958	100,916	2,041
社債	132,811	129,936	2,875
その他	95,955	94,982	973
合計	678,113	700,802	22,689

なお上記の評価差額から繰延税金負債9,178百万円を差し引いた額13,511百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

29. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	23,803
非上場外国証券	0
その他	259,015

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,223,167百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,205,515百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。

なお、当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は222,172百万円であ

ります。

- (2) 繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
  - (3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
  - (4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。これに伴い、「動産不動産処分益」及び「動産不動産処分損」は、「固定資産処分益」及び「固定資産処分損」として表示しております。
  - (5) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。
32. 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。
33. 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。
34. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率(国内基準)は、9.21%であります。

#### (中間連結損益計算書注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益金額 8円70銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 7円10銭
4. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。  
特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
5. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額12,767百万円を含んでおります。